福祉総合相談窓口をご存知ですか？

日常の困りごとや悩みごと、どこに相談すればいいか迷っていませんか？

北本市役所共生福祉課では福祉にまつわる様々な相談を受け止める総合相談窓口を設けています。専門の相談員が相談者や支援者と一緒に考えたり解決の糸口となるような窓口や支援機関にお繋ぎします。

例えばこんなお悩みなど

- 仕事が見つからず家賃が払えない。
- ひきこもりの家族がいて将来が不安。
- 計画的にお金が使えず生活に困っている。
- 住むところがない、失うおそれがある。 など

まずは相談！

電話 594-5517（直通）

平日9:00～17:00（土日祝除く）
北本市役所1階 共生福祉課窓口

特殊詐欺にご注意ください！

オレオレ詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺、架空料金請求詐欺など、
北本市内での特殊詐欺の被害や予兆電話が増えています。

	令和3年度	暫定値 令和4年度
被害件数	18件	15件
被害金額	2,249万円	3,550万円
予兆電話	192件	229件

被害者の93%が**65歳以上**、78%が**女性**です。

「ATMの操作でお金が戻る」
「通帳・キャッシュカードを預かる」
「カードの暗証番号を教えて」
「宅配便などで現金送って」

すべて詐欺です！

ひょっとして詐欺かも…
不安を感じたら相談ダイヤルへ **#9110**

ウラ面もご覧ください。

福祉総合相談窓口に相談しにくい場合は、
直接私にご連絡ください。

北本市議会議員 桜井 すぐる

電話：090-9389-3572
Mail：sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com

桜井すぐる
公式ホームページ

学校で

『不適切な指導』受けていませんか？

下にあげた行為は不適切な指導の例です。これらの行為は不必要に子どもを追いつめ、学校を嫌いになったり、自分を大切にできなくなる恐れがあります。

不適切な指導と考えられる例 文部科学省の『生徒指導提要』から

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 必要以上に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒のプライドやプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

これらは不適切な指導により子どもを失った親たちが何度も要望して『生徒指導提要』に盛り込まれたものです。全国の学校で不適切指導による悲しい出来事が後を絶ちません。こうした指導を根絶するためにも、すぐに子ども権利擁護委員に相談してください。

困ったとき、苦しいときは

子どもの権利擁護委員に相談を！

電話相談
0120-087-456
※子ども専用フリーダイヤル
大人は 590-5011

窓口相談
北本市役所2階
人権推進課

子どもの権利擁護委員は、学校や教育委員会とは関係のない『子どもの権利の専門家（弁護士・大学教員）』です。

まずは相談員が子どもの気持ちによりそってお話しを聞き、どうしたらよいかいっしょに考えます。秘密も守りますので安心して相談してください。

電話・窓口 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
10時30分～18時 ※17時15分以降の窓口相談は要予約

メールでの相談や相談の予約は
←QRコードを読み込んでください。

子どもの権利擁護委員に相談しにくい場合は、直接私にご連絡ください。
北本市議会議員 桜井 卓（さくらい すぐる） 発行責任者 桜井すぐる後援会
電話：090−9389−3572 メール：sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com